

第五種共同漁業權遊漁規則

内共第 2 6 号

令和 7 年 7 月 1 5 日施行

恵那漁業協同組合

恵那漁業協同組合内共第26号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第26号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単位に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、いわな、にじます、こい、うなぎ、もろこ、おいかわ、かじか、うぐい、よしのぼり及びあじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第16条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第11条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間)

第3条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域で、ウ欄の期間においては疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）以外の漁具・漁法により遊漁してはならない。この場合においては、採捕した魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならない。

ア, 魚 種	イ, 区 域	ウ, 期 間
にじます	阿木川ダム ・阿木川ダム湖えん堤下流端から上流 1,000mに設置された網場から上流の区域 ・阿木川えん堤下流 60m から下流の区域 ・岩村川えん堤下流 200m から下流の区域 ・湯壺川えん堤下流 20m から下流の区域	1月1日から 12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証販売店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣〔餌釣、擬餌釣(ルアー・フライ・テンカラ)、友釣り、がり・ころがしをいう。〕又はたも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法		規 模
手釣 竿釣	あゆ・あまご・ いわな・にじます	1本(あゆはリールの使用禁止。但し、アユルアー優先区を除く。) あゆ友釣りのあゆ掛け針は、3段以下4本以内、尾から7cm以内
	その他の魚種	3本以内
たも網		たも網の口径は40cm以下

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁 止 期 間
がり・ころがし	8 月 15 日以降で組合が定めて公示する日から 12 月 31 日まで。

(遊漁期間)

第 5 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5 月 1 1 日以降で組合が定めて公示する日から 1 2 月 3 1 日まで
あ ま ご い わ な	2 月 1 日以降で組合が定めて公示する日から 9 月 3 0 日まで
にじます・こい・もろこ うなぎ・おいかわ・かじか よしのぼり	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
う ぐ い	6 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで
あじめどじょう	9 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証販売店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第 6 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア, 区 域	イ, 期 間	ウ, 魚 種
付 知 川 藤山橋下流端から上流、宮の上橋下流端迄の区域 下野橋下流端から上流、樋ノ口橋下流端迄の区域 中 野 方 川 中日山荘横えん堤下流端から上流、 次のえん堤下流端までの区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	あじめどじょう かじか
力 石 川 中野方川との合流点から、上流 500m 迄の区域 山 の 田 川 山の田橋上流端から、下流 100m 迄の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	あじめどじょう かじか もろこ
中 津 川 梶島橋下流端から、上流のえん堤下流端迄の区域 元尾ヶ岩山荘のつり橋上流端から、下流 150m 迄の区域 阿 木 川 神の木橋下流端から上流 100m 迄の区域 柏 原 川 付知川の合流点から上流 300m 迄の区域 和 田 川 新寺橋下流端から上流、旧寺橋下流端迄の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで 但し、うぐい、 おいかわは、 4 月 1 日から 5 月 31 日まで	あじめどじょう かじか うぐい おいかわ よしのぼり
落 合 川 本谷第 3 砂防ダム下流端から、下流 50m 迄の区域 温 川	4 月 1 日から 5 月 31 日まで	うぐい おいかわ

第4砂防ダム下流端から、下流 50m 迄の区域 湯 舟 沢 川 第1砂防ダム下流端から、下流 50m 迄の区域 木 曾 川 中津川市山口地先の木曾川左岸の山口発電所放水口と 木曾川に直角する対岸とを結ぶ線から下流 100m の区域		
外 洞 川 横吹2号橋下流端から上流、向山橋下流端迄の区域	1月1日から 12月31日まで	もろこ
川 上 川 西方寺えん堤下流端から上流、旧柳渡橋下流端迄の区域	4月1日から 5月31日まで	うぐい おいかわ
川 上 川 前平えん堤下流端から上流、三つ又地先のえん堤下流端迄の区域 木 曾 川 大井発電所えん堤上流端から下流、東雲橋上流端までの区域 木 曾 川 落合発電所えん堤下流端から下流 360m の間 寺 洞 川 県道恵那白川線の新道木橋から上流の区域 白 谷 付知川合流点の橋から上流、次のえん堤までの区域 が ま ん 沢 付知川合流点から上流の区域 下 小 路 谷 しもこうじ橋から上流の区域 長 根 川 長根橋から上流の区域 倉 狩 谷 しんでん橋から上流の区域 黒川谷・袖谷 新黒川橋から上流の区域 中 野 方 川 中野方町字大松に設置されている砂防えん堤から上流の区域 阿 木 川 国有林ゲートから上流の区域 阿木川ダム湖 阿木川ダム湖えん堤下流端から上流 1,000m に設置された網場迄の区域 阿木川ダム湖えん堤下流端から下流 400m に設置された取水堰迄の区域 阿木川えん堤の上流 20m、下流 60m の区域 岩村川えん堤の上流 40m、下流 200m の区域 湯壺川えん堤の上流 30m、下流 20m の区域	1月1日から 12月31日まで	全 魚 種

(釣り専用区)

第7条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア,区 域	イ,期 間	ウ,漁具・漁法
中 津 川 妙見大橋上のえん堤から上流 落 合 川 横挽えん堤から上流 川 上 川 ・弁天橋から下流、西方寺えん堤までの区域 ・森平用水取入えん堤から上流、田畑用水頭首えん堤までの区域 阿 木 川 ・佐渡橋上流えん堤上流端から上流、恵中大橋までの区域 ・阿木川えん堤上流 20m から上流、駅南橋までの区域 阿木川ダム ・ダム湖内全域 付 知 川 ・青木戸川合流点から下流、さるとびの落ち込みまで ・杉渡瀬橋から上流、岡山橋までの区域 ・岡山橋から上流、見佐島橋下流 500mまでの区域 ・見佐島橋下流 500mから上流、新田瀬橋までの区域 ・稲荷橋から上流、若宮大橋までの区域 ・権四薙えん堤から上流	1月1日から 12月31日まで 但し、付知川・岡山橋から上流、見佐島橋下流 500mまでの区域は、1月1日から9月20日17時まで	あゆ友釣り あまご・いwana・にじます ・こい・うなぎ・もろこ おいかわ・かじか・うぐい ・よしのぼり ・あじめどじょう(以下〔雑魚〕という)の餌釣り ・毛針釣り ・ルアー釣り

(子ども釣り専用区)

第8条 次の表の左欄の区域においては遊漁をしてはならない。ただし、中学生以下が右欄の漁法を用いる場合を除く。

区 域	漁具・漁法
四ツ目川 ・睦橋から上流、恵比寿橋までの区域	あゆ友釣り 雑魚釣り

(アユルアー優先区)

第9条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域で、ウ欄の期間においてはアユルアーによる釣法の優先区とする。また、この区域においてはリール使用可とする。但し、漁具・漁法の規模は、第4条のあゆの範囲内とする。

ア, 魚 種	イ, 区 域	ウ, 期 間
あ ゆ	阿木川えん堤の上流 20m から上流、阿木川橋までの区域	漁協が定める解禁日から12月31日まで

(全長制限)

第10条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ま ご	15センチメートル
い わ な	
にじます	
こ い	20センチメートル
う な ぎ	30センチメートル
う ぐ い	10センチメートル
ふ な	6センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第11条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		日釣現場加算額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣・竿釣・ たも網	3,500円	15,000円	3,500円
雑 魚	手釣・竿釣・ たも網	1,500円	7,000円	1,500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、高校生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		日釣現場加算額
		日 釣	年 釣	
あゆ	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、 女性の者	2,000円	8,000円	3,000円
	高校生以下	無 料	無 料	—
雑魚	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、 女性の者	1,000円	4,000円	1,500円
	高校生以下	無 料	無 料	—

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）で納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（特定釣漁場）

第12条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア. 区 域	イ. 魚 種	ウ. 期 間	エ. 料 金
川 上 川 前平えん堤下流端から下流、 田畑用水頭首えん堤上流端までの区域	にじます	1月1日から 12月31日まで	1人当りの放流量 にじます 1 kg 2,200円
横 川 第三えん堤下流端から下流 副えん堤上流端までの区域			

（遊漁承認証に関する事項）

第13条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
 - 3 遊漁承認証の交付は、第11条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第14条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面又は写しを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査

等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第15条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）注意事項

（4）その他必要な事項

（5）発行者名

（違反者に対する措置）

第16条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月15日から施行する。